

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、改正する教育委員会規則等の概要

1 現行の職員の育児のための主な制度

(1) 育児休業

	育児休業	子の誕生日から57日間以内にする育児休業
対象	全職員	主に男性職員
内容	子が3歳になるまで取得可能（原則として1回）（特別の事情がある場合は再度取得が可能）	子の出生の日から57日間以内を取得可能（1回）
手続	取得を希望する日の1か月前までに請求	取得を希望する日の1か月前までに請求

(2) 出産に関わる主な休暇

女性職員の休暇				男性職員の休暇		
	妊娠障害休暇	産前休暇	産後休暇		出産補助休暇	男性職員の育児参加のための休暇
対象	妊娠中の職員	6週間以内（多胎妊娠の場合には14週間）に出産予定の職員	出産した職員	対象	配偶者が出産予定又は出産した職員	配偶者が6週間以内（多胎妊娠の場合には14週間）に出産予定又は出産後8週間以内である職員
内容	妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合、妊娠期間を通じて14日の範囲内	分娩予定日の6週間（多胎妊娠の場合には14週間）前から分娩予定日まで	出産日の翌日から8週間を経過する日まで	内容	配偶者の出産に伴う入院等の日から、出産日後2週間を経過する日までの間に、配偶者の入退院の付添い等のため、3日の範囲内	配偶者の産前産後期間中に、出産に係る子や小学校就学前の子を養育するため、5日の範囲内

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正概要

(1) 改正趣旨

働きながら育児がしやすい環境整備を進めるため、国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援に係る規定の改正を行う。

(2) 改正内容

育児休業の取得回数制限の緩和

ア 育児休業を**原則2回**(現行:原則1回)まで取得可能とする。

イ 上記アの育児休業とは別に、**子の誕生日から57日間以内に育児休業を2回**(現行:1回)まで取得可能とする。

(対象は主に男性職員)

3 教育委員会規則等の改正概要

	規則等の名称	主な改正内容	担当課
第63号議案	埼玉県立学校職員服務規程	育児休業を取得する際の請求期限の変更及び様式の変更	県立学校人事課
第64号議案	学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則	男性職員の育児参加のための休暇の対象期間の拡大	県立学校人事課
第65号議案	学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間の取扱いの変更	教職員課
第66号議案	埼玉県教育局等職員服務規程	育児休業を取得する際の請求期限の変更及び様式の変更	総務課